

補助金評価シート

区分	重点 重点以外	補助根拠	法令補助 ・ その他補助	開始時期	平成26年4月1日	終期	平成29年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]	私立保育園産休等代替職員費補助金 社会福祉法人等が設置する私立保育園の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、産休等代替職員を臨時的に任用することについて、所要経費を補助する。						
款・項・目	民生費・児童福祉費・児童福祉施設費						
所属等	福祉部	保育課	管理係	電話025-226-1217			

年 度		26年度（1年目）	27年度（2年目）	28年度（3年目）
予算額等の推移	予算(千円)	14,802	15,067	12,527
	決算(千円)	14,802	15,067	12,527
補 助 率		100%	100%	100%
目 標	産休代替職員任用数 年間 45人 病休代替職員任用数 年間 1人 <目標が数値でない場合の評価方法>			
目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上	102.2% 産休 46人 100% 病休 1人	400.0% 病休 4人	100% 産休 45人 100% 病休 1人
	達成率 80%以上		97.8% 産休 44人	
	達成率 50%以上			
	達成率 50%未満			
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください			
補助事業者による情報の公表	補助対象経費が職員の人件費であるため、公表しない。			

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
		c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	○
		d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
	×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> 育休を取得した、私立保育園職員に変わり、私立保育園が産休等代替職員を臨時的に任用することについて、勤務実績に応じて所要経費を補助することにより、保育に必要な保育士の確保を図ることを目的とし交付するものであるため、補助率は必ずしも1/2とならない。 <g～hにおける取組>			
	目標未達成の原因分析	<期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか>			
	① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止 ①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 年度毎に産育休職員の人数に変動はあるものの、多くの職員が産育休を取得し、代替職員がその期間雇用されている。本事業の主旨として、産休中の職員と代替職員の人件費を二重に支払っている保育園に経費の補助するものであり、保育園が代替職員の雇用確保策をとりやすくすることで、職員が産育休の取得しやすい環境や入所児童の保育環境を確保するために必要であることから、制度の見直しは行わず引き続き制度の周知を努めていく。				